

開発優先権及び秘密保持に関する覚書

富士箱根伊豆こだわりの食材研究会の企画・交流会（以下「交流会」という。）に参加する協力機関、助言者、企業及び個人（以下「参加者」という。）は、交流会で参加者が発表、提案する商品等の開発に関する事項を検討及び遂行するに際して、相互に開示する情報の取扱い等について次の通り覚書を締結する。

（情報の開示及び開示された事項に関する研究及び開発の優先権）

第1条

参加者が、本交流会に必要と考える開発に関する事項について発表、提案及び資料提出（以下「技術情報」という。）等、情報の開示をした場合、情報開示者に開示した事項に関する研究及び開発の優先権が帰属するものとする。

ただし、技術情報で開示された事項で研究及び開発の優先権が帰属するものとは、下記の各号のいずれかに該当する技術情報以外のものとする。

- 1) 開示を受けた際、既に参加者ら所有していたことを証明できるもの。
- 2) 開示を受けた際、既に公知であったもの。
- 3) 開示を受けた後、参加者自己の責によらないで公知となったもの。
- 4) 正当な権利を有する第三者から適法に取得した、開示された事項と同等の技術情報。

（技術情報に関する研究及び開発の優先権の確認）

第2条

開示した技術情報で、研究及び開発の優先権を情報開示者に帰属させる場合、その場に立ち会う参加者全員が、情報開示者に研究及び開発の優先権があることを確認するものとする。

（秘密の保持）

第3条

参加者は、交流会で開示を受けた開発に関する技術情報を情報開示者の事前の文書による承諾なしに、第三者に漏洩又は開示をしてはならない。

ただし、第1条第1項の各号のいずれかに該当する技術情報についてはこの限りでない。

(共同研究及び共同開発)

第4条

- 1 開示された技術情報に基づく開発について、共同研究及び共同開発を希望する者は、情報開示者の合意を得てこれに参加することができる。
- 2 共同研究及び共同開発の実施にあたっては、当事者間で別途共同研究又は共同開発契約を締結するものとする。

(有効期間)

第5条

本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から満2年間とする。
ただし、参加者協議の上、延長することができる。

(協議)

第6条

本覚書に定めない事項又は条項の解釈に疑義が生じたときは、参加者は誠意をもって協議し、決定する。

本覚書締結の証しとして、交流会に参加する参加者全員は本書1通を作成し署名する。